

# 第八十八号議案

## 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画（第八条）

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等（第九条―第十五条）

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条―第二十六条）

第三節 気候変動適応（第二十七条）

第三章 雑則（第二十八条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）

第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。

二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。第三十二条において同じ。）及び気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）に関する施策をいう。

三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。

四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第一条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者

ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者（イに掲げる者を除く。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を営業者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十九条第一項において同じ。）（市長が定めるものに限る。）の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの

六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

（基本理念）

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。

3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業員の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

（協働による取組）

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

## 第二章 地球温暖化対策等の推進

### 第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

#### 二 推進計画の目標

#### 三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項

#### 四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策

5 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第一項の仙台市環境審議会（第七項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進計画の変更について準用する。

7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

### 第二節 地球温暖化の防止

#### 第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等

##### （事業者温室効果ガス削減指針）

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針（以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

##### （事業者温室効果ガス削減計画書の提出）

第十条 特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間（特定年度（令和二年度及び同年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。）の初日から同日から起算して三年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該計画期間におけるその事業活動（第二条第五号イに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号イの事業所におけるもの、同号ロに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号ロの事業所におけるものに限る。以下この款において同じ。）に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しな

ければならない。ただし、事業者が計画期間の中途において特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しない。

2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度の前年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

五 前号の措置を推進するための体制

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、当該事業者温室効果ガス削減計画書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果ガス削減計画書の提出について準用する。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の評価)

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書(計画期間の最後の年度に係るものに限る。)が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。

3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。

(表彰)

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰することができる。

(助言)

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者(次項において「一般事業者」という。)は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 第十条(第一項を除く。)から前条までの規定は、一般事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第十条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。）」とあり、並びに第十一条第一本文、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「第十五条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と、第十条第四項中「提出しなければならない」とあり、及び第十一条第一項中「提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない」とあるのは「提出することができる」と、前条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「次条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と読み替えるものとする。

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組

(エネルギーの使用の合理化)

第十六条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(設備等の使用の方法)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(環境物品等の選択)

第十八条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用の推進等)

第十九条 事業者は、その事業活動及びその従業者の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動の推進

その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。

(自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第二十一条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十二条 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。第二十五条において同じ。）を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第二十三条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第二十四条 森林を所有し、又は管理する者は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第二十五条 土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第三節 気候変動適応

第二十七条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の習得に努めなければならない。

## 第三章 雑則

(報告の徴収等)

第二十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第二十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第三十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出せず、又は第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかつた者
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第二十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第三十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 二 公表の原因となる事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気事業者等の協力)

第三十二条 市長は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者（本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

理 由

地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念、市、事業者及び市民等の責務、特定事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書の提出義務等を定める等のため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十九号議案

### 仙台市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

仙台市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(仙台市職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 仙台市職員の分限に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十六条第二号」を「第十六条第一号」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年仙台市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、または」を「又は」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号中「または」を「又は」に改め、同条第三項中「または」を「又は」に、「第十六条第二号から第五号まで若しくは」を「第十六条各号又は」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第四項中「または」を「又は」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に改め、同条第六項中「、第四項及び第五項」を「及び前二項」に、「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次条第三項」に、「取消され、または」を「取り消され、又は」に改め、同条第七項中「または」を「又は」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条の六第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二十条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第十三条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(仙台市職員退職手当条例の一部改正)

第五条 仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第二十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

(仙台市立学校職員退職手当条例の一部改正)

第六条 仙台市立学校職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「(法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第十三条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。)第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員に関する条例の適用を受ける職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の五第一項及び第四項、第十九条の六第二号(同条例第二十条第五項において準用する場合を含む。)並びに第二十条第一項及び第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に旧地方公務員法第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第四条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条第一項及び第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に旧地方公務員法第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第七条の規定による改正後の仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条第一項及び第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 理由

地方公務員法の改正に伴い所要の規定の整備を行う等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十号議案

### 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、「百分の七」の下に「（令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日までの間においては、百分の二十七）」を、「百分の五」の下に「（令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日までの間においては、百分の十五）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

道路照明灯に係る電力契約における不適切な事務を踏まえ、令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日までの間における市長及び副市長の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十一号議案

### 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「附則第十五条第十八項本文」を「附則第十五条第十九項本文」に改め、同条第九項中「附則第十五条第三十二項第一号」を「附則第十五条第三十三項第一号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十三項第二号」に改め、同条第十一项中「附則第十五条第三十二項第三号」を「附則第十五条第三十三項第三号」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改める。

附則第二十五項中「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に改める。

附則第二十七項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三十六項中「車両番号の指定」の下に「（以下「初回車両番号指定」という。）」を加える。

附則第三十七項中「附則第三十条第三項各号」を「附則第三十条第二項各号」に、「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで」に、「初めて車両番号指定」を「初回車両番号指定」に、「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「限り」の下に「、当該軽自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り」を加える。

附則第三十八項の表以外の部分を次のように改める。

38 法附則第三十条第三項各号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十九項の表以外の部分を次のように改める。

39 法附則第三十条第四項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和二年四月一日から令和三年三

月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則中第四十項から第四十二項までを削り、第四十三項を第四十項とし、第四十四項を第四十一項とし、第四十五項を第四十二項とする。

第二条 仙台市市税条例の一部を次のように改正する。

附則中第四十二項を第四十三項とし、第四十一項を第四十二項とし、第四十項を第四十一項とし、第三十九項の次に次の一項を加える。

40 法附則第三十条第二項各号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十四条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第三十七項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。  
(軽自動車税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の仙台市市税条例附則第三十七項から第三十九項までの規定は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

理由

地方税法の改正を考慮し三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の特例を定めるとともに、対象施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除の要件である設置期間を延長する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十二号議案

### 仙台市印鑑条例の一部を改正する条例

仙台市印鑑条例の一部を改正する条例

仙台市印鑑条例（昭和五十二年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、名」の下に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名、旧氏」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項」を「同令第三十条の十六第一項」に、「記載されている」を「記録されている」に改め、「及び名」の下に「若しくは旧氏及び名」を加え、同項第二号中「その他氏名」の下に「、氏、名、旧氏及び名、旧氏」を加える。

第六条第一項第四号中「外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む」を「住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称、住民票に氏名の片仮名表記が記録されている場合にあっては氏名及び当該氏名の片仮名表記。第十二条第一項において同じ」に改める。

第十二条第一項中「（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を削る。

#### 附則

この条例は、令和元年十一月五日から施行する。

#### 理由

住民基本台帳法施行令の改正を考慮し住民基本台帳に記録されている旧氏に係る印鑑の登録に必要事項を定めるとともに、同政令の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十三号議案

### 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第十六条）」を

「第五章 仙台市災害弔慰金等支給審査委員会（第十六条）」

第六章 雑則（第十七条）」

」に改める。

第十六条を第十七条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 仙台市災害弔慰金等支給審査委員会

第十六条 法第十八条の審議会その他の合議制の機関として、仙台市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の要否に関すること

二 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項

3 委員会は、委員七人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

一 医師

二 弁護士

三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

#### 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を考慮し、仙台市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十四号議案

### 仙台市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

仙台市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

仙台市中心身障害者扶養共済制度条例（昭和六十三年仙台市条例第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

年金管理者となることができない者の範囲を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十五号議案

### 仙台市が設置する専用水道に置く水道技術管理者の資格を定める 条例の一部を改正する条例

仙台市が設置する専用水道に置く水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例  
仙台市が設置する専用水道に置く水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第一項」を「第七条」に、「同項」を「同条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

水道法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十六号議案

### 仙台市特例児童扶養資金に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金に係る貸付金の償還の免除に関する条例(平成十五年仙台市条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「特例児童扶養資金」の下に「等」を加える。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の規定に基づき、特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条中「特例児童扶養資金」の下に「(児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号)附則第四条第一項に規定する特例児童扶養資金をいう。)  
又は母子臨時児童扶養等資金(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。))附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金をいう。)」を加え、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)」を「令」に、「当該」を「これらの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、令附則第八条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、前項中「令第二十二条」とあるのは「令第三十一条の七において読み替えて準用する令第二十二条」と、「これらの」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正を考慮し、償還未済額の一部の償還を免除することができ、貸付金に母子臨時児童扶養等資金等に係る貸付金を加えるとともに、条例の題名を仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例に改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十七号議案

### 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成二十六年仙台市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「修了したもの」の下に「(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が二以上あるときは、最も遅い日)から二十四月(月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、二十四月にその月数を加えた月数)を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」を加える。

第十四条第二項第二号中「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第四条第三項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

#### 理 由

児童福祉法の改正を考慮し一定の要件を満たす者であって放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から二十四月を経過する日の属する年度の末日までに都道府県知事等が行う研修を修了することを予定しているものを放課後児童支援員とすることができるとともに、同法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十八号議案

### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表保育所仙台市鶴ヶ谷保育所の項及び保育所仙台市吉成保育所の項を削る。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

鶴ヶ谷保育所及び吉成保育所を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十九号議案

### 仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百号議案

### 仙台市営住宅条例等の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例等の一部を改正する条例

(仙台市営住宅条例の一部改正)

第一条 仙台市営住宅条例(平成九年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条」に改める。

第十条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十二条第二項を削る。

第十二条の二を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(遅延損害金)

第十七条の二 入居者は、納付期限までに家賃を納付しないときは、当該家賃の額につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該家賃の額が二千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、家賃の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る遅延損害金の額の計算の基礎となる家賃の額は、その納付のあった家賃の額を控除した額とする。

3 遅延損害金の計算において、前二項の家賃の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定により計算した遅延損害金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項から第三項までの規定により計算した遅延損害金の額が千円未満であるときは、第一項の規定にかかわらず、入居者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

6 市長は、第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、第一項から第四項までの規定により計算した遅延損害金を減免することができる。

第十八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項に規定する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を削り、同項ただし書中「未納の家賃、割増賃料又は」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、」に、「敷金」を「敷金」に、「これら」を「その損害賠償金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第二十条第一項中「(畳の表替え、錠の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、畳の表替え、錠の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用(修繕を要する状態となった理由及び必要な修繕の程度を考慮して入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものを除く。)は、入居者の負担とする。

第二十条第三項中「第一項の」を削り、「同項」を「第一項」に改める。

第二十一条第二項を削る。

第三十条第四項及び第三十三条第三項中「第十六条及び」を「第十六条、」に改め、「まで」の下に「及び第十七条の二」を加える。

第三十六条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第四十一条第一項中「第二十一条第一項各号」を「第二十一条各号」に改める。

第四十二条第一項第六号中「から第十二条の二まで」を「、第十二条」に改め、同条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改め、「定める額の金銭を」の下に「損害賠償金として」を加え、同条第四項中「金銭を」の下に「損害賠償金として」を加える。

第四十六条中「第十七条から」を「第十七条、第十八条から」に改める。

第五十五条中「第十六条、第十七条」を「第十六条から第十七条の二まで」に、「使用者」を「第五十三条第一項に規定する使用者」に改め、「使用した」との下に「、第十七条の二第六項中「第十六条第一項各号」とあるのは「第五十五条において読み替えて準用する第十六条第一項各号」とを加える。

(仙台市仙台駅東再開発住宅条例の一部改正)

第二条 仙台市仙台駅東再開発住宅条例(平成五年仙台市条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第七条の四を削る。

第九条第四項中「入居者」の下に「(仮入居者を除く。次項、次条、第十条、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条第一項第二号、第二十一条第一号及び第二号並びに第三十条において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(遅延損害金)

第九条の二 入居者は、納付期限までに使用料を納付しないときは、当該使用料の額につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該使用料の額が二千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、使用料の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る遅延損害金の額の計算の基礎となる使用料の額は、その納付のあった使用料の額を控除した額とす

る。

3 遅延損害金の計算において、前二項の使用料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定により計算した遅延損害金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項から第三項までの規定により計算した遅延損害金の額が千円未満であるときは、第一項の規定にかかわらず、入居者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

6 市長は、第十二条各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、第一項から第四項までの規定により計算した遅延損害金を減免することができる。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を削り、同項ただし書中「未納の使用料、割増使用料又は」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、」に、「敷金」を「敷金」に、「これら」を「その損害賠償金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第十三条第一項ただし書中「を除く」を「修繕を要する状態となった理由及び必要な修繕の程度を考慮して入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものを除く。」は、入居者の負担とする」に改める。

第十七条第三項中「まで」の下に「、第九条の二」を加える。

第二十四条中「第五項を除く。」の下に「、第九条の二」を加え、「、入居者」とあるのは「使用者」とを削り、「同条第四項中」の下に「入居者（仮入居者を除く。次項、次条、第十条、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条第一項第二号、第二十一条第一号及び第二号並びに第三十条において同じ。）」とあり、並びに第九条の二第一項及び第五項、第十二条第一号から第三号まで並びに第十五条第一項から第三項までの規定中「入居者」とあるのは「第二十二条第一項に規定する使用者」と、第九条第四項中「を、「使用した」と」の下に「、第九条の二第六項中「第十二条各号」とあるのは「第二十四条において読み替えて準用する第十二条各号」と」を加える。

(仙台市新田住宅条例の一部改正)

第三条 仙台市新田住宅条例（平成二十二年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（遅延損害金）

第十一条の二 入居者は、納付期限までに新田住宅の使用料を納付しないときは、当該新田住宅の使用料の額につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該新田住宅の使用料の額が二千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、新田住宅の使用料の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の

期間に係る遅延損害金の額の計算の基礎となる新田住宅の使用料の額は、その納付のあった新田住宅の使用料の額を控除した額とする。

3 遅延損害金の計算において、前二項の新田住宅の使用料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定により計算した遅延損害金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項から第三項までの規定により計算した遅延損害金の額が千円未満であるときは、第一項の規定にかかわらず、入居者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

6 市長は、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、第一項から第四項までの規定により計算した遅延損害金を減免することができる。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を削り、同項ただし書中「未納の新田住宅の使用料又は」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、」に、「敷金」を「敷金」に、「これら」を「その損害賠償金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第十三条第一項ただし書中「費用」の下に「修繕を要する状態となった理由及び必要な修繕の程度を考慮して入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものを除く。」を加える。

第十八条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改め、「定める額の金銭を」の下に「損害賠償金として」を加え、同条第四項中「金銭を」の下に「損害賠償金として」を加える。

第二十三条中「第十条、第十一条」を「第十条から第十一条の二まで」に改め、「新田住宅」とあるのは「新田住宅駐車場」との下に、「入居者」とあるのは「第二十一条第一項に規定する使用者」とを、「使用した」との下に「、第十一条の二第六項中「第十条第一項各号」とあるのは「第二十三条において読み替えて準用する第十条第一項各号」とを加える。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

#### 理 由

民法の改正を考慮し入居許可者等が一定の者を連帯保証人とする保証書等の提出義務を負わないこととするともに市営住宅等の軽微な修繕等に要する費用のうち入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものを本市の負担とする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百一号議案

### 仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の七第二項中「係る建築物エネルギー消費性能向上計画」の下に「（法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「係る申請」の下に「（次項において「変更認定申請」という。）」を加え、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物について法第二十九条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる事項を変更する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該変更する建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計額

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該記載する建築物ごとに第一項から第三項までの規定に準じて算出した額の合計額

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物について法第二十九条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる事項を変更し、かつ、当該建築物以外の建築物について同条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該変更する建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計額

ロ 当該記載する建築物ごとに第一項から第三項までの規定に準じて算出した額の合計額

第二条の七第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、当該認定申請に係る建築物ごとに前三項の規定に準じて算出した額の合計額とする。

第二条の七に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明手数料の額は、一件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十六条に規定する軽微な変更をした建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計

額とする。

第二条 仙台市手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条の七第一項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第四項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第六項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同項第一号及び第三号中「第二十九条第二項各号」を「第三十四条第二項各号」に改め、同条第七項中「第三十条第二項（法第三十一条第二項）を「第三十五条第二項（法第三十六条第二項）に改め、同条第九項中「第三十二条」を「第三十七条」に、「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改める。

第二条の八第一項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日後において市長が定める日から施行する。

#### 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正を考慮し認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定めるとともに、同法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二号議案

仙台市道路占用料条例の一部を改正する条例

仙台市道路占用料条例の一部を改正する条例

仙台市道路占用料条例（昭和三十五年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件	単 位	占 用 料	
		所 在 地	地
第一種電柱	一本につ き一年	一級地 二級地	乙 地
第二種電柱	一本につ き一年		
第三種電柱	一本につ き一年		
第一種電話柱	長さ一 メートル につき一 年		
第二種電話柱	長さ一 メートル につき一 年		
第三種電話柱	長さ一 メートル につき一 年		
その他の柱類	長さ一 メートル につき一 年		
共架電線その他上空に設 ける線類	長さ一 メートル につき一 年		
地下に設ける電線その他 の線類	長さ一 メートル につき一 年		
路上に設ける変圧器	一個につ き一年		
地下に設ける変圧器	占用面積 一平方 メートル につき一 年		
変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	一個につ き一年		
郵便差出箱及び信書便差 出箱	一個につ き一年		

法第三十二  
条第一項第  
一号に掲げ  
る工作物



道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下	標識	看板（アーチであるものを除く。）		その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	占用面積 一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
		一時的に設けるもの	その他のもの																
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	表示面積 一平方メートルにつき一年	一、五〇〇	一、五〇〇	一五〇	一五〇	二、四〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二七〇	一六〇	七一〇	五	五	五	五	五	五	五
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	表示面積 一平方メートルにつき一年	一、五〇〇	一、五〇〇	一五〇	一五〇	二、四〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二七〇	一六〇	七一〇	五	五	五	五	五	五	五



令第七条第九号に掲げる施設	建築物	他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	他のもの	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	他のもの	令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	他のもの
	その他のもの	建築物		その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		その他のもの	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		その他のもの		
年												
占用面積 一平方 メートル につき一												
Aに〇・〇一を乗じて得た額			Aに〇・〇一を乗じて得た額			Aに〇・〇一を乗じて得た額			Aに〇・〇一を乗じて得た額			
Aに〇・〇三四を乗じて得た額			Aに〇・〇一五を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			
Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			
Aに〇・〇三四を乗じて得た額			Aに〇・〇一五を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額			

別表備考第八号中「二平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「二平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占有であって、占有の期間が

二年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

理由

道路の占用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百三三号議案

### 仙台市下水道条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害により排水設備工事を適正に施工するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第六条の三第一項第一号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条の十第二項第一号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第六条の十第二項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条の十四第二項中「又は第三号」を「、第二号又は第四号」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理由

排水設備工事を施工することができる事業者として市長の承認を受けることができない者等の範囲を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百四号議案

### 仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号のほか」を「前二号に掲げる者のほか、」に改め、同号を同条第三号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正を考慮し非常勤の消防団員となることができない者の範囲を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百五号議案

### 仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、「授業料」の下に「並びに令和二年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

附則第五項中「又は」を「、」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、「若しくは第四条第三項に定める授業料」の下に「又は令和二年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

第二条 仙台市学校条例の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、「並びに令和二年度に係る入学者選抜手数料」を削る。

附則第五項中「、平成二十六年から令和元年度まで」を「又は平成二十六年から令和二年度まで」に改め、「又は令和二年度に係る入学者選抜手数料」を削る。

別表第一の二の表仙台市立作並小学校の項、仙台市立作並小学校新川分校の項及び仙台市立大倉小学校の項を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災の被災者等の令和二年度に係る入学者選抜手数料、入学金及び授業料について減免することができるとともに、作並小学校及び同校新川分校並びに大倉小学校を上愛子小学校に統合する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 106 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市中央卸売市場食肉市場汚水処理施設改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区扇町六丁目 3 番 3, 3 番 4
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,782,000,000円
- 5 契約の相手方 東京都品川区西五反田七丁目25番19号  
共和化工株式会社

## 第 107 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立大和小学校増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区大和町三丁目16番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 2,220,900,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号  
仙台土木建築工業・阿部和工務店・仙建工業共同企業体  
構成員 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号  
仙台土木建築工業株式会社  
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
株式会社阿部和工務店  
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号  
仙建工業株式会社

## 第 108 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市松森資源化センター基幹的設備改良工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区松森字阿比古 7 番 1, 7 番 6, 33 番 6, 33 番 7, 松森字堂谷 67 番 2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 877,800,000 円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地  
メタウォーター株式会社

## 第 109 号議案

### 財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内39 ブロック 4 ロット	宅 地	平方メートル 16,332	円 630,000,000

## 第 110 号議案

### 財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内39 ブロック 6 - 2 ロット	宅 地	平方メートル 19,800	円 758,340,000

## 第 111 号議案

### 和解に関する件

道路照明灯に係る電気料金について、仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号東北電力株式会社と、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、議決を求める。

- 1 仙台市は、東北電力株式会社に対し、令和元年 5 月分までにおける道路照明灯に係る未契約分の電気料金として11,400,000円を支払うことを認める。
- 2 仙台市は、東北電力株式会社に対し、前項の金員を、令和元年11月29日限り、東北電力株式会社が指定する方法により支払う。
- 3 東北電力株式会社は、仙台市が実施する道路照明LED化事業に賛同し、仙台市に対し、協力金として46,000,000円を支払うことを認める。
- 4 東北電力株式会社は、仙台市に対し、前項の金員を、令和元年11月29日限り、仙台市が指定する方法により支払う。
- 5 仙台市及び東北電力株式会社は、仙台市と東北電力株式会社との間には、令和元年 5 月分までにおける道路照明灯に係る電気料金に関し、前各項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

## 第 112 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
堤 町 三 丁 目 11 号 線	仙台市青葉区堤町三丁目413番50 同 413番23
観 音 堂 町 線	仙台市青葉区下愛子字観音堂45番 1 同 下愛子字町13番 5
谷 津 線	仙台市青葉区下愛子字稻荷前99番 1 同 錦ヶ丘一丁目284番
錦 ヶ 丘 一 丁 目 4 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目 2 番 1 同 2 番 1
鶴 ヶ 谷 東 二 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目209番 3 同 63番 1
鶴 ヶ 谷 東 三 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目557番 1 同 208番 5
鶴 ヶ 谷 東 三 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目100番 2 同 228番 9
岡 田 新 浜 中 通 1 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通73番 2 同 149番
蒲 生 細 川 鍛 冶 谷 地 線	仙台市宮城野区蒲生字細川59番 同 蒲生字鍛冶谷地11番 1
蒲 生 元 切 鍛 冶 谷 地 線	仙台市宮城野区蒲生字元切15番 1 同 蒲生字鍛冶谷地40番
蒲 生 小 田 切 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生字小田切33番 1 同 40番 2
蒲 生 小 田 切 2 号 線	仙台市宮城野区蒲生字小田切73番 1 同 81番
岡 田 新 浜 東 通 2 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通67番 1 同 1 番 2
岡 田 新 浜 東 通 3 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通46番 1 同 325番 1
岡 田 新 浜 東 通 4 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通64番 1 同 57番 4
岡 田 新 浜 中 通 新 浜 東 通 1 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通97番 1 同 岡田字新浜東通106番
岡 田 新 浜 中 通 新 浜 東 通 2 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通128番 1 同 岡田字新浜東通132番 1

岡田新浜中通蒲生鍛治谷地線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通62番1 同 蒲生字鍛治谷地22番1
岡田新浜中通2号線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通71番1 同 82番
岡田新浜中通蒲生前通線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通42番1 同 蒲生字前通40番3
蒲生前通四ツ辺線	仙台市宮城野区蒲生字前通12番1 同 蒲生字四ツ辺1番1
岡田前田堀切前線	仙台市宮城野区岡田字前田78番1 同 岡田字堀切前8番1
岡田浜通堀切前線	仙台市宮城野区岡田字浜通21番1 同 岡田字堀切前16番1
岡田浜通1号線	仙台市宮城野区岡田字浜通22番1 同 41番1
岡田浜通新原東線	仙台市宮城野区岡田字浜通54番 同 岡田字新原東73番4
上飯田二丁目3号線	仙台市若林区上飯田二丁目103番4 同 103番10
荒浜新一丁目14号線	仙台市若林区荒浜新一丁目7番4 同 12番17
荒浜新一丁目15号線	仙台市若林区荒浜新一丁目7番8 同 12番23
荒浜新一丁目16号線	仙台市若林区荒浜新一丁目6番9 同 6番1
荒浜新一丁目17号線	仙台市若林区荒浜新一丁目15番1 同 13番1
荒浜新一丁目18号線	仙台市若林区荒浜新一丁目1番34 同 11番33
荒浜藤塚線	仙台市若林区荒浜字七十刈15番1 同 藤塚字一本松16番3
荒浜七十刈線	仙台市若林区荒浜字七十刈40番2 同 29番
荒浜狐塚1号線	仙台市若林区荒浜字狐塚225番1 同 215番
荒浜二部谷地線	仙台市若林区荒浜字二部谷地14番1 同 21番3
荒浜一里塚1号線	仙台市若林区荒浜字一里塚54番2 同 56番
荒浜一里塚北官林線	仙台市若林区荒浜字一里塚67番2 同 荒浜字北官林27番1
荒井笹屋敷大沼東線	仙台市若林区荒井字笹屋敷156番2 同 荒井字大沼東8番
荒浜大堀荒井四ツ谷南線	仙台市若林区荒浜字大堀78番1 同 荒井字四ツ谷南1番2
荒浜松苗畑北長沼線	仙台市若林区荒浜字松苗畑1番 同 荒浜字北長沼58番

荒 浜 北 長 沼 線	仙台市若林区荒浜字北長沼102番 同 62番
井 土 荒 浜 線	仙台市若林区井土字二郷堀171番 1 同 荒浜新一丁目11番 1
荒 浜 新 二 丁 目 15 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 6 番 1 同 19番 1
荒 浜 中 堀 南 山 路 裏 線	仙台市若林区荒浜字中堀南 1 番 同 荒浜字山路裏92番
荒 浜 一 本 杉 荒 井 藤 田 中 島 線	仙台市若林区荒浜字一本杉28番 1 同 荒井字藤田中島65番
荒 浜 一 本 杉 北 二 郷 堀 線	仙台市若林区荒浜字一本杉北 1 番 2 同 井土字二郷堀 1 番
荒 浜 一 本 杉 南 荒 井 土 才 敷 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南31番 同 荒井字土才敷 8 番 3
荒 浜 一 本 杉 南 大 学 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南75番 1 同 荒浜字大学41番 1
荒 浜 一 本 杉 南 4 号 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南75番 1 同 85番
荒 浜 一 本 杉 南 5 号 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南11番 1 同 11番 1
荒 浜 一 本 杉 南 6 号 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南54番 1 同 62番 2
二 木 大 口 井 土 北 浦 線	仙台市若林区二木字大口16番 1 同 井土字北浦114番
井 土 東 浦 2 号 線	仙台市若林区井土字東浦99番 1 同 115番
井 土 東 浦 3 号 線	仙台市若林区井土字東浦159番 1 同 153番
井 土 南 浦 宅 地 1 号 線	仙台市若林区井土字南浦13番 同 井土字宅地42番
井 土 南 浦 宅 地 2 号 線	仙台市若林区井土字南浦89番 1 同 井土字宅地 6 番 1
井 土 南 浦 東 浦 線	仙台市若林区井土字南浦55番 1 同 井土字東浦215番 2
種 次 高 原 二 木 大 口 線	仙台市若林区種次字高原153番 1 同 二木字大口59番 1
藤 塚 三 十 刈 線	仙台市若林区藤塚字三十刈56番 1 同 44番 3
藤 塚 三 十 刈 種 次 市 兵 衛 線	仙台市若林区藤塚字三十刈112番 1 同 種次字市兵衛90番
種 次 中 齋 今 泉 畑 中 線	仙台市若林区種次字中齋87番 1 同 今泉字畑中93番 9
種 次 竹 野 花 1 号 線	仙台市若林区種次字竹野花36番 同 34番 1
藤 塚 一 本 松 1 号 線	仙台市若林区藤塚字一本松21番 2 同 44番 1

藤塚一本松2号線	仙台市若林区藤塚字一本松69番4 同 62番3
藤塚一本松3号線	仙台市若林区藤塚字一本松89番 同 85番1
上谷刈小堤7号線	仙台市泉区上谷刈字小堤19番4 同 25番14

## 2 廃止するもの

路線名	起終点
谷津線	仙台市青葉区下愛子字町10番 同 錦ヶ丘一丁目2番20
佐野原2号線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目557番1 同 鶴ヶ谷東二丁目63番1
佐野原4号線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目100番2 同 228番9
鶴ヶ谷東二丁目1号線	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目209番2 同 209番3
岡田83号線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通72番2 同 82番
岡田100号線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通10番 同 10番
岡田103号線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通98番1 同 100番
岡田107号線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通65番1 同 66番2
岡田108号線	仙台市宮城野区蒲生字小田切42番1 同 51番2
岡田109号線	仙台市宮城野区岡田字新浜浦通東18番 同 9番2
岡田113号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通155番2 同 37番
岡田115号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通38番1 同 48番
岡田116号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通325番1 同 175番2
岡田117号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通74番 同 66番
岡田120号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通123番 同 115番
岡田123号線	仙台市宮城野区岡田字新浜東通149番2 同 142番1
小田切線	仙台市宮城野区蒲生字小田切10番 同 蒲生字鍛冶谷地46番
堀切線	仙台市宮城野区岡田字前田78番1 同 岡田字浜通54番2

岡田蒲生線	仙台市宮城野区岡田字新浜中通42番1 同 蒲生字四ツ辺1番1
南蒲生浄化センター2号線	仙台市宮城野区蒲生字鍛冶谷地45番1 同 40番
狐塚1号線	仙台市若林区荒浜字七十刈43番2 同 29番
狐塚2号線	仙台市若林区荒浜字狐塚228番 同 215番
二部谷地線	仙台市若林区荒浜字二部谷地11番3 同 21番3
一里塚1号線	仙台市若林区荒浜字一里塚51番2 同 56番
一里塚2号線	仙台市若林区荒浜字一里塚63番3 同 64番5
荒浜貞山堀線	仙台市若林区荒浜字一里塚67番3 同 荒浜字北官林27番1
笹屋敷線	仙台市若林区荒井字富岡内52番 同 荒井字大沼東8番
松苗畑四ツ谷線	仙台市若林区荒浜字松苗畑1番 同 荒井字四ツ谷南1番1
念仏田藤田線	仙台市若林区荒浜新二丁目20番1 同 荒井字藤田中島65番
一本松線	仙台市若林区荒浜字大学48番 同 荒浜字北長沼62番
荒浜新一丁目1号線	仙台市若林区荒浜新一丁目10番11 同 3番1
荒浜新一丁目2号線	仙台市若林区荒浜新一丁目10番8 同 11番22
荒浜新一丁目3号線	仙台市若林区荒浜新一丁目9番8 同 9番5
荒浜新一丁目4号線	仙台市若林区荒浜新一丁目12番16 同 7番7
荒浜新一丁目5号線	仙台市若林区荒浜新一丁目12番15 同 12番8
荒浜新一丁目6号線	仙台市若林区荒浜新一丁目5番1 同 2番31
荒浜新一丁目7号線	仙台市若林区荒浜新一丁目12番26 同 12番28
荒浜新一丁目8号線	仙台市若林区荒浜新一丁目12番1 同 5番1
荒浜新一丁目9号線	仙台市若林区荒浜新一丁目6番7 同 5番1
荒浜新一丁目10号線	仙台市若林区荒浜新一丁目13番1 同 13番1
荒浜新一丁目11号線	仙台市若林区荒浜新一丁目4番 同 13番1

荒 浜 新 一 丁 目 12 号 線	仙台市若林区荒浜新一丁目15番 1 同 15番 1
荒 浜 新 一 丁 目 13 号 線	仙台市若林区荒浜新一丁目14番 6 同 14番 5
荒 浜 新 一 丁 目 歩 行 者 道 1 号 線	仙台市若林区荒浜新一丁目11番39 同 11番37
荒 浜 新 一 丁 目 歩 行 者 道 2 号 線	仙台市若林区荒浜新一丁目 1 番 1 同 1 番 8
荒 浜 新 一 丁 目 歩 行 者 道 3 号 線	仙台市若林区荒浜新一丁目 1 番11 同 1 番28
荒 浜 新 二 丁 目 1 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目17番 1 同 1 番32
荒 浜 新 二 丁 目 2 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目16番 1 同 4 番 1
荒 浜 新 二 丁 目 3 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目16番 1 同 16番 1
荒 浜 新 二 丁 目 4 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目14番 1 同 12番 1
荒 浜 新 二 丁 目 5 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目14番 1 同 14番 1
荒 浜 新 二 丁 目 6 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目13番 1 同 13番 1
荒 浜 新 二 丁 目 7 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目15番 1 同 12番 1
荒 浜 新 二 丁 目 8 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目17番 1 同 20番 7
荒 浜 新 二 丁 目 9 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目18番 1 同 10番 1
荒 浜 新 二 丁 目 10 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目10番 1 同 10番 1
荒 浜 新 二 丁 目 11 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 9 番 1 同 9 番 2
荒 浜 新 二 丁 目 12 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目19番 1 同 7 番 1
荒 浜 新 二 丁 目 13 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 7 番 1 同 7 番 1
荒 浜 新 二 丁 目 14 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 5 番 2 同 5 番 2
荒 浜 新 二 丁 目 歩 行 者 道 1 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 2 番 1 同 2 番32
一 本 杉 南 藤 田 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南21番 1 同 荒井字平田61番 1
一 本 杉 南 1 号 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南63番 同 荒浜字大学41番 1
一 本 杉 南 2 号 線	仙台市若林区荒浜字一本杉南119番 1 同 85番

荒 浜 一 本 杉 南 3 号 線	仙台市若林区荒浜新二丁目 3 番10 同 20番 7
井 土 宅 地 東 浦 1 号 線	仙台市若林区井土字宅地41番 2 同 井土字東浦153番
井 土 宅 地 東 浦 2 号 線	仙台市若林区井土字宅地51番 2 同 井土字東浦215番 2
一 本 松 牛 道 下 線	仙台市若林区藤塚字一本松114番 同 85番 1
種 次 藤 塚 1 号 線	仙台市若林区種次字竹野花36番 同 藤塚字三十刈44番 1
種 次 中 齊 線	仙台市若林区種次字中斎85番 同 25番
荒 浜 井 土 1 号 線	仙台市若林区荒浜字西 6 番 6 同 井土字二郷堀168番 3
井 土 東 浦 1 号 線	仙台市若林区井土字東浦58番 1 同 51番
井 土 藤 塚 1 号 線	仙台市若林区井土字東浦53番 同 藤塚字沼田42番 4

## 第 113 号議案

### 仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員加藤道代は令和元年 9 月 30 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、梅田真理

## 第 114 号議案

### 仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員小野真一は令和元年10月1日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、小野真一

## 第 115 号議案

### 仙台市監査委員の選任に関する件

仙台市監査委員倉林千枝子は令和元年 9 月 20 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、岩淵健彦

## 第 116 号議案

### 仙台市農業委員会の委員の任命に関する件

仙台市農業委員会の委員佐藤昭幸は平成31年3月31日に辞任したので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、菊地郁夫

## 第 117 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、大江英俊，神春美，阿部千恵子及び菅原修